

富里市国民健康保険税条例の一部改正について

1 条例改正の理由

地方税法の一部を改正する法律（平成２５年法律第３号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成２７年政令第１６１号）の施行により，市国民健康保険税条例にも改正を加える必要が生じたため。

2 改正の内容

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「５１万円」から「５２万円」に，後期高齢者支援金分に係る課税限度額を「１６万円」から「１７万円」に，介護保険分に係る課税限度額を「１４万円」から「１６万円」に改める。

	課 税 限 度 額	
	改 正 前	改 正 後
基 礎 課 税 額	<u>５１万円</u>	<u>５２万円</u>
後期高齢者支援金分	<u>１６万円</u>	<u>１７万円</u>
介 護 保 険 分	<u>１４万円</u>	<u>１６万円</u>
計	<u>８１万円</u>	<u>８５万円</u>

3 対象世帯数 （平成２７年７月２９日現在）

	いずれかに該当する世帯数		全てに該当する世帯数	
	改正前	改正後	改正前	改正後
医 療 分	246	235	71	55
支 援 分	146	125		
介 護 分	79	55		

＊国保世帯数 9, 595世帯（平成２７年７月３１日）

	改正前（８１万円）	改正後（８５万円）
賦課限度額該当世帯数	71世帯 (国保世帯のうち0.74%)	55世帯 (国保世帯のうち0.57%)

4 改正による影響額 (平成27年7月29日)

	影 響 額
基 礎 課 税 額	2, 4 0 9, 3 4 7 円
後 期 高 齢 者 支 援 金 分	1, 3 4 3, 8 2 8 円
介 護 保 険 分	1, 2 6 9, 4 0 6 円
合 計	5, 0 2 2, 5 8 1 円

5 その他

附則第5項

上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の改正

・金融所得課税一体化に伴う改正により、上場株式等に係る配当所得等の分離課税に、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備。

附則第8項、附則第9項

一般株式等に係る譲渡所得等及び上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の改正

・金融所得課税一体化に伴う改正により、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が、「一般株式等に係る譲渡所得等」と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に改正されたことに伴う規定の整備。

附則第13項

条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の改正

・租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正に伴う。